## <あおぎん>「返済支援保険付住宅ローン」

2022年4月1日現在

1							
1 . 商 品 名	<あおぎん>「返済支援保険付住宅ローン」						
2.ご利用いただ ける方	次のいずれも満たすお客様。 当行所定の保証会社の保証が得られる満 18 歳以上満 70 歳以下で、最終完済時が満 75 歳以下のお客様。 団体信用生命保険 1 および返済支援保険 2 の両方にご加入可能なお客様。						
3.お使いみち	ご本人またはご家族が居住し、ご本人が所有または取得するための資金。 住宅用土地購入資金。 住宅の新築資金 住宅の増改築・修繕・外構工事資金 建売住宅の購入資金 中古住宅の購入資金 マンション等の集合住宅の購入資金(新築・中古) 住宅資金借入の借り換え資金						
4 . ご融資形態	証書貸付						
5 . ご融資金額	5,000 万円以内(10 万円単位)						
6.ご融資期間	35 年以内						
7.ご融資金利							
(1) 金利の種類	変動金利口 変動金利 固定金利 3 年特約口 固定金利 固定金利 5 年特約口 固定金利 固定金利 10 年特約口 固定金利 上限金利特約口 上限金利特約付変動金利 変動金利口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別紙 1」を参照。 固定金利特約口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別表 2」を参照。 上限金利特約口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別表 3」を参照。						
(2)金利の選択	当初お借入れ時には、変動金利口、固定金利特約口(特約期間3年·5年·10年) 上限金利特約口のいずれでも自由に選択できます。 変動金利口をご利用中の場合は、約定返済日毎に固定金利特約口または上限金利特 約口を選択できます。 固定金利特約期間満了時には、再度、変動金利口、固定金利特約口または上限金利 特約口のいずれでも選択できます。(なお、特にお申し出がなければ、自動的に変動 金利口へ変更となります。) 固定金利特約口を選択する場合は、特約期間が融資残存期間内であることが必要 です。 いったん上限金利特約口を利用しますと、以後は金利選択ができません。						
(3) 金利情報の 入手方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

8	3.ご返済方法									
	(1)ご返済方法	元利均等毎月返済 3 元利均等ボーナス返済併用返済 お借入金額の 40%以内で、ボーナス返済併用も可能。 ボーナス返済月は < 6 月・12 月 > < 7 月・1 月 > < 8 月・2 月 > の 3 種類。 ご返済は返済用預金口座から自動振替で決済させていただきます。 変動金利口に固有のご返済額の見直し方法は「別表 1 」を参照。 固定金利特約口に固有のご返済額の見直し方法は「別表 2 」を参照。 上限金利特約口に固有のご返済額の見直し方法は「別表 3 」を参照。								
	(2)ご返済額の 見直し									
٩	9.担保	融資対象となる土地・建物に、あおぎん信用保証㈱が担保を設定させていただきます。 建物に付保する火災保険の保険金請求権にあおぎん信用保証㈱が質権を設定させて いただきます。								
1	原則として不要です。あおぎん信用保証㈱が保証いたします。 10.保証人 ただし、所得を合算するご家族および担保物件の提供者・共有者は保証会社あての保証 人となる必要があります。							あての保証		
1	11.保証料・手数料									
	(1)保証料	保証料 年 0.2% ご融資金額 100 万円当たりの保証料 (単位:円)								
		期間	5年	10年	15 年	20年	25 年	30年	35 年	
		保証料	4,580	8,544	11,982	14,834	17,254	19,137	20,614	
	(2)保証会社 取扱手数料 33,000 円 (消費税込 )									
	(3)その他の条 件変更手数料	+変更手数料 で動金利口に固有の手数料は「別表 1」を参照。 その他の								
	(4)その他の 手数料									
1	2.その他参考となる事項	考と 窓口にお申し出いただければ、返済額を試算いたします。 お申込みにあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。								

- 1 団体信用生命保険・・・社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、当行が保険受取人となり、借主を被保険者とした団体保険です。借主が死亡または高度障害の場合、余命6ヵ月以内と判断される場合には、当該保険金をもって借入金に充当します。また、本保険料は全額当行が負担します。
- 2 返済支援保険・・・社団法人全国地方銀行協会が保険契約者で、当行が制度加盟会員となり、借主を被保険者 兼保険受取人とした団体保険です。借主が病気・ケガによる 30 日超の入院・自宅療養時 にローン返済額相当額の保険金が給付されます。また、本保険料は全額当行が負担しま す。
- 3 元利均等返済・・・ご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額(元金返済部分+利息支払部分) が一定となるように計算されている返済方式です。